

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから第9回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

さきの委員会において、今後の活動ということでお話が途中になっておりますが、きょうはお正月前ということで、今後どうやるかということで決めていただいて、それできょうは終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 光成委員が所用で欠席届出ていますので、そういうことでお願いいたします。

協議事項といたしまして、今後の活動についてということで、前回の委員会で今後取り上げていこうという話が出たものを、きょう、今後どうするかという方向のお話をさせていただけたらと思いますので。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 前回、基本条例の条文に従って緩急というか急いでやろうという順番を決めたと思うんですが、その資料があったほうが議論が進むなあと思うんですけど。私は手元でメモはありますが、できれば前回の資料をペーパーに落として配付してもらったほうがいいんじゃないですか。前回大分絞って出されたと思うんです。16条とか26条、8条、7条、そういった条文をここで、前回そのためにピックアップしたものですから、それに沿って、じゃあこれをいつごろ、これをいつごろっていうところまですると進むのではないかと思うんですけど。きょうはその資料がついてないので。

○委員長（下山哲司君） 前回のお話の中で8条、26条、18条について優先的にということで、3件についてを。済みません。1番に外部監査の内容について。順番にやらせていただいでいいですか。

○委員（原田素代君） それを書式にしてもらおうと皆さん見ながら。口頭で言われてもちょっとわかりにくいんじゃないですか。皆さん持ってらっしゃるか。

○委員（実盛祥五君） 委員長、コピーして出してもらやあええが。

○委員長（下山哲司君） コピーするほどあったかな、ないな、資料は、前回は。

○委員（原田素代君） だから、選んだんですよね。

○委員長（下山哲司君） 選んだのが外部監査と8条と26と18条についてきょうどういう扱いをするかということで終わると、前。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 前回の振り返りはそうなんですが、委員会を開くに当たって、こ

の机の上にある資料として基本条例の新聞のコピーはあって、きょう話し合う内容とかの資料がついてないというのは、ちょっと進め方としてどうかなあと思ったりもしてるところがあるので、原田委員さんおっしゃられているように、一度この内容についてやりますよということの資料を整えていただいて、もう1回スタートを切り直していただいたらどうかなと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） この前のお話はもう全く、スタートのスの辺ですから。中身入ってませんから。だから、もう順番にというたら外部監査と8条と26と18について優先的に協議しましょうというお話で終わっとるんです、前회가。だから、全く資料を出すという、資料は全くないんで。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） ちょっと休憩よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 休憩しましょうか。

それでは、休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時16分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

佐々木委員のほうから御意見をいただいた、外部監査の扱いについてどういうふうな方向に扱いをしたらいいかということで、佐々木委員のほうから意見いただけますか。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 先般、条例の設置ということで執行部のほうから内容の説明を我々は受けたわけでありまして、その中に議会のほうからこの外部監査について市のほうに求めることができるということが書かれております。しかしながら、議会のほうで、じゃあ求めるときにどういった求め方をするのか、何を外部監査の対象のものにするのか、その検討を諮るところではどういう場所で諮るのか、費用についてはどうするのか、一切初めて出てきたものでありまして、未知のものであります。でありますから、こういったようなところを早目にルールをしておかないと、そごが起きるといいますか、乖離が起きるといいますか、せっかく市のほうが備えてくれた条例で議会の名前があるにもかかわらずその窓口が全くないじゃないかというようなことにも陥りますので、早急にこここのところは条例のぶら下がる部分としてルールづくりが必要じゃないかなあというふうに思っています。

具体的な、何を議会のほうから外部監査に求めていくのかというようなところに関しては、また専門的なものも必要になってくると思いますし、法律的な、法務的なところにもかかわってくると思いますので、そういう体制をどうつくっていくのかというところもあわせてルールづくりに挑む体制をどういったぐあいにつくっていくのかというところまで議論していかなき

やいけないというふうに思っています。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 条例の条文でいくと第23条に、一番裏ページですけど調査機関の設置というのがございまして、ここは議会は市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関の設置、これ百条とは別です。2として、議会が必要であると認めるときは調査機関に議員を構成員として加えることができる。3として、その他のことは議長が別に定めるということで、だから今佐々木さんのおっしゃった、いろいろ調べなければならないだろうと、外部監査があるのだからその制度を利用しようというのと、ここで言う23条の趣旨はほぼ一致していることだと思うので、せっかくできた条例だからこの23条にその文言を入れるぐらいのことは可能かもしれないですけど、一応ここで対応ができるようになったらいいというのが1点と、もう1つはさっき言いましたように、市民の監査請求は通らないんです、行政って。絶対通らない。過去に何度かやったけど。だから、そういうときに市民がこの基本条例の23条を使って議会へ、却下されたんだけどやっぱおかしいと思いませんかと、議会として調査権限を使って設置して調査してもらえないかというふうな救済というか、うったてに対しても窓口があるのかなのかということが一つだろうと思っているんです。だから、そこまで細かく書く必要もないと思うので、認識としてそういう開かれた市民の要望、求めるものに応じられるような市政や議会にするためにはこの23条を有効に使うことというのは大事だなあというふうには思っています。

○委員長（下山哲司君） 今お話しされたとおりで、この前の執行部の提案のときの説明が、今のぐらいの説明だったので、内容的に、私もわかりません、ほんならどういう対応ができるんかという。その件については1月の委員会までに資料を準備していただいて……。

○委員（原田素代君） 執行部側が。

○委員長（下山哲司君） 執行部側から資料をもらって、それからよその案件がある。例題の分をもらったぐらいで次に協議をするということで、きょうのところは閉めさせてもろうてもいいですか、この内容については。

○委員（原田素代君） 私はいいです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、いいですか、きょうのところは。1月には資料を用意して……。

○副議長（佐々木雄司君） 準備資料がないと議論もできないと思いますので、それはもう仕方がない。

○委員長（下山哲司君） やり出すと、恐らくこの案件だけでも1時間、2時間かかるんだと思うんで。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それに加えて、せっかくの機会なんで、大阪府の事例を先例として考えたいと思うんですが、大阪府のほうでは議会からの監査というようなものから外れるんだという条例をつくりました。先般発効しているはずですが、ですから、今監査のほうには、大阪府のほうでは議員が入らない形にこのたびからなっただけでありますけども、やっぱり大きな自治体さんがそういったぐあいにかじを切るということは、利点もあるんだと思うんです。だから、その利点というものが私たちの赤磐市に当たるのか当たらないのかというところも含めて今後検討を深めていければいいんじゃないかなというふうに思ったりしておりますけども。

○委員長（下山哲司君） これは局長、大阪府がどういう考え方でやったかという資料ぐらいとれるかな。

○副議長（佐々木雄司君） それかとれんかったら僕用意します。

○委員長（下山哲司君） 考え方。

○議会事務局長（奥田吉男君） 調べてみます。

○委員長（下山哲司君） ほいじゃあ、次の委員会までにその内容の例を示すような書類を用意してください。

それから、執行部から御意見出たのが、資料提供を細かく、この前の説明では今の23条ぐらいの説明しかなかったんで、もう少し議会としてどういうふうに対応するのかということ踏まえて執行部から。勉強ですと、とりあえず、次の委員会では。その内容ぐらしか説明がなかったんで、質問があったんですけど、北川議員のほうから。そう細かい説明がなかったように認識しとんで。23条ぐらいの説明しかなかったでしょう、議会では。だから、その内容では議員として100%どういう扱い、対応ができるんかというのがまだ僕らも認識不足じゃと皆さん思うんで。そういう感じでしょう。ですから、どういう扱いできるんかというような方向からまず勉強をするということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） その内容がわかるような資料を次の委員会までに用意してください。それでは、外部監査についてはそういうことで、次回第1に取り上げてやるということよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは次に、8条です。

この件については、原田委員のほうから提案されとんで、どういうふうに。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 議員にとってこの8条というのはある意味懐刀というか、これをもって執行部としっかりと議論を深めなければならない条文ではないかというふうに思っております。特に今、財政健全化計画の中で先を見通したプランの必要性やその検証、P D C Aの活

用、そういうことを考えるときに、この8項目というのはきちんと執行部に求める、そして執行部がそれに対して誠実に答える。答えられないところについては答えられるように宿題として課すぐらいのことを、執行部と議会が緊張関係を持って政策を吟味していくことがとても大事だと思う。ただ、このことは残念ながら皆さんおっしゃるように、つくっただけで中身がないよみたいな言い方をされるけど、つくっただけというのは正しいんですけど中身はあるんです。ですけど、その認識が余りにないので、執行部の側としてもこの8条の重み、今後議会はこれをしっかりあなたたちに向けるから、あなたたちはこれに対して誠実に答えなさいという、そういう執行部との信頼関係とかやりとりがまずあってから始まるものだろうというふうに思っています。だから、そのやりとりが大分、最初につくった岡崎委員長のときから議論はしてた。ですけど、執行部のほうの理解や議会のほうの真剣さとかこだわるところがやっぱり弱かったなあと思っているんですが。最低この皆さんの認識ではどうなのかと少し議論をしていただきたいなと思います。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私、原田委員のおっしゃられていることに半分理解を示しております、半分は。よろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） ああ、済みません。

○副議長（佐々木雄司君） 半分は理解を示しております、半分はこの内容というものをもう少し冷静にお読みいただきたいなと思っているところがあるんですけども。この8条は頭と最後を読んでいただいたらわかるとおり、議会は求めるということなんです。議会は何を求めるとかいいましたら、市長が提案する重要な施策について1から8のことを明らかにするように求めなさいよということですから、議員一人一人に一般質問であるとか質疑であるとかそういうようなものに挑むときに、ここのところを留意して求めなさいよということ、我々議会に対して言ってることであって、この議会基本条例に書いていて、議会の中で我々がコントロールしているんだから、執行部が我々の土俵に上がってきてるんだから、この土俵のルールでやりなさいよということは書かれてない、ここの中に。ここのところを明確にした上で、次にこの8条について、今原田さんがおっしゃられた、とはいえ市長、市役所と議論をしていく中で明確に答えられていないというものをどういったぐあいに明確に答えていっていただけたかということ、どういう感じに関連づけて備えつけていくかというところの議論をここでしていかなきゃいけないんじゃないかなあというふうに私は思います。多分それが大切なことだろうと思うし、またそこのところから出てくるものを我々議会のほうが市のほうに、こういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさいというものを、この議会基本条例の中に書き込むことが効果を及ぼすものなのか、それとも我々が市役所のほうに、あなたたちこういうところできてないよね、条例のほうでとか議会に向き合うようなことというのが赤磐市のほうの例規集

の中に出てませんよねと、というようなところですよ。だから、情報公開のあり方という話になるのかどうい話になるのかわかりませんが、そこら辺を求めていくというような、何を求めていくのかというところの内容をしっかりと明確化していくということが、我々が取りかからなきゃいけないことじゃないかなというふうに思ったりするんですけど、いかがでございましょうか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと今ので。あ、お先にどうぞ。

○副委員長（治徳義明君） いいですか、済いません。

第8条、市長との関係の話なんですけども、こういった文言もそうなんですけど、やっぱり具体的に決算委員会、うちありますけども、予算委員会だとかそういった具体的なことをしないと、幾らいい文言を並べてみたところで、具体的に何もできないのであれば、具体的に予算委員会であるとかそういったものをきちっと整えていかないと、この8条は生きてこないだろうと思うし、最終的に、最近の基本条例の流れは議会のほうで政策提言しなさいみたいなのが主力になってきてるので、考え方としてですよ、条例を提出するであるとか、そういうことも必要な、本当に市長と緊張関係を持っていこうと思ったら、そういうことを具体的にやっつかないと、ここの文言だけを幾らいらっていても、いらうだけの話で、具体的に予算委員会でもすれば、少しはそういったことになるんじゃないかな。ちょっとよくわからん、済んません。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） まず、佐々木委員がおっしゃった議会基本条例を執行部に求めるということなんです、この関係なんですけど、うちの市長がどうい見識かというのは確認をしなきゃわかんないにしても、基本的に地方自治が確立された2000年から何が言われているかって言ったら、地方のいわゆる分権を尊重する、地方自治を尊重するということで国と地方の関係が強まってきた、それで強化されることによって議会もそれに当然責任が高まってきたという、その関係がまずうったてであって、その際に議会の力が余りにも脆弱だったり見識が非常に高低差が高かったりなかなかまとまらない。議員に対する不信感が噴出して、議員なんかなくせばいいという世論の中で出てきた議会基本条例ですから、あくまで議会がつくった基本条例に対して執行部は真摯に受けとめるというのが、これはフィフティー・フィフティーの関係だというふうに理解したほうがいいと思うんです。私たちが求めて、頼んで、やれることはやるけどやれないことはやれないよというような自治体では本来あってはならない。要するに、議会の最高規範として基本条例ができていますので、執行部もそれを尊重して、きちんとそれに対して誠実にフィフティー・フィフティーの関係で応えるというのが基本条例と執行部の関係だと私はまず理解している。だから、そのことも議論で深めなきゃいけないと思うんですが。その上で、条例提案とかおっしゃったことは当然その先にあって、今はその手前の段

階だと思っんです。それをしていく上で何が必要かって言ったらこの8条の8項目。ただ誤解されるといけないんだけど、佐々木さんもおっしゃったように、8条の最初に市長が提案する重要な施策についてなので、全ての案件について事細かくこれに沿えということにはならないと思っんですけど、イメージとしては、例えば新しい事業、今回さまざまな新しい事業がいっぱいあったんですけど、ほとんどわからないまま事態が進んできてたということも多かったんで、新しい事業を初め市の総合計画など市長が提案する重要な施策は議会がきちっとそれに対して責任を負わねばならないという発想のもと、ここで言う論点情報を形成し政策水準を高めるといふうになってるんです。だから、私たちは困らせてやろうと思って質問するんじゃないくて、もしこの新しい事業が破綻したとき、議員は何をしてたのかと、過去にそれが問題になったわけです、夕張は典型的に。だから、そういう意味でその政策に対して議会も応分の責任を持たねばならないのであれば、8条のようにきちんと執行部に一つ一つ担保する。そういうやりとりの中で条例が出てくると思っんです、治徳さんのおっしゃるような。だから、そういう理解がここの中とか議員全体とか執行部との交渉とかというところがまだまだばらつきが多いので、私の求めるところはそこであるといふうに理解してます。

済みませんもう一つ言うけど、決算委員会はあるんですよ。できれば予算委員会の中でそういう……。

○副委員長（治徳義明君） 決算委員会はあるというたじゃない。

○委員（原田素代君） ことはできるというけど、決算委員会があったって……。

○委員長（下山哲司君） 予算委員会が言うたん。

○委員（原田素代君） いやわかるよ。だから、決算委員会はあるんですと。予算委員会はないけど。でも、決算委員会があったって、決算委員会でいろいろ決めたことはほとんどないに等しいじゃないですか。さまざま議論があっって反対決議も出ても、本会議では皆さん関心がないように通しちゃうじゃないですか。だから、私は予算委員会ができたら変わるなんていふうには思ってないということです。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 要は、そのすばらしい条例、基本条例が8項目ある。現実にあるわけですから、それを具体的にしていくためには予算委員会とかそういう具体的に、執行部に対して要求できる場をつくっていくことが重要じゃないかなと思っただけなので。すばらしい。

○委員長（下山哲司君） いいですか。私が予算委員会というものの考え方を考えてみたときに、予算委員会というのは全部のお金を動かすときのあれですから、それが今うちの場合は委員会制度じゃから、各委員会割ってあるから横のつながりが全くわからずに進んでいきようる、その単独だけのあれじゃから、そういうことを言ようられるんじゃないと思っ。じゃから、そ

れをほんならどういふ扱いでやったら今のままだでもやれるかとかというのがここで協議する委員会じゃと思うんで、しっかり時間をかけてやっていただければいいと思います。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。僕が言いたかったのは、第8条をきちっと生かしていくためにはここで市長はどうあるべきじゃ、議員はこうあるべきじゃみたいな話ばっかし、それも重要なんですけど、そればっかししたって何も変わらないので、具体的にうちの議会の中でできる範囲のことをするには、一つの例として予算委員会なんかをきちっと発足させて議員が執行部に意見を言えるような体制を少しずつつくっていったほうが、8条を守っていくことになるんじゃないかとは思いますが。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 治徳さんの説明、趣旨はよくわかりました。ただ、予算委員会がなくても今問題は指摘できるわけですよ、いろんな毎回、議会で議案が出るわけで。だけど、結局それは一部の議員がこれはおかしいんじゃないかって言ったところでやっぱり全議員が議論できないんです。それは、予算委員会がいいのか、また別の形で議論をしたほうがいいってこと、ここいっぱい出てるので。私は予算委員会だけでなく、特にこの8条の言っている重要政策について議会が責任を持てるのかっていう発想で、緊張関係を持って議論するという、そこがこの趣旨になってるっていうことを議員全員が理解してないことには、予算委員会ができてできないと思うんです。だから、そういう意味で残った学習ですけど26条ですか、そこに戻るんだらうと思うんですけど、私の中ではそういう意味で、今のこのばらつきのある認識では予算委員会やったら同じことになるんじゃないですかという思いがあったということです。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。僕、例で挙げただけで、予算委員会をしましょうという話ではないので。要は、8条を生かしていくためのシステムを考えていったほうがええんじゃないですか、100%この8条が生きる、地方議会だって45%しかできてない。学者の中には基本条例なくてもいいんですよみたいな意見があるような中で、市長が議会基本条例を最高規範ですねみたいな、感覚はなかなか持たないと思うので、現実問題として。それだったら、システムを少しずつ変えていったほうが早い、この8条を守っていくために。議員も原田さん言われるとおりでと思う、僕らも認識がない部分もあるんでしょうけども、システムをつくっていったほうがええんじゃないかなというのが。通年議会も一つの例だらうと思うんですけど、緊張感を与えていくのに、議会を通年議会にしましょうというのも含めて、そういうシステムを変えていったほうが、8条のためになるんじゃないかええかなとは思いますが。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いろいろ意見が出ているようですけども、私、そもそものお話なんですけど、この8条は、我々が市長が提案する重要な施策について1から8の項目の範囲で明

らかにするように求めなさいよということがこのところで定められているわけですが、場所はどこを想定してるんでしょう。どこでこれを求めるんでしょうか。

○委員（原田素代君） それは、私たちの運用の問題ですから……。

○委員長（下山哲司君） 委員会なんで。

原田委員。

○委員（原田素代君） 場所の問題をどうするかということ以前に、概念としてこういう8条のような見識が議会の中に、議員一人一人に求められているということはこの条例の中で読み取っていただくことが私はできてないからそれがまず大事だろうし、やる場は幾らでもあります。これ条文を読めばあちこちに書いてあります。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そういうことを申し上げているのではなくて、先ほど治徳委員が要するにアウトプットする場所が必要じゃないかというような御指摘をいただいたんですけども、私もそのとおりだと思っていて、例えばやる場所いっぱいあります、本会議場で一般質問の中でやってもいいし、質疑の場所でやってもいい。しかしながら、他方、議会の中の運営上厳格なルールづくりというのがあって、1人30分、1つの項目については3回までであるとか制約が多いわけです。この制約の多い中で1から8までの項目をしっかりと基本条例に基づいて我々が意識を持ってやろうと思ったときに、これちょっと難しいものがありますよねということになりましたら、これだけが単発でそのところに泳いでいるという形ではなくて、これを実現できるような環境整備も含めた新たな取り組みというものをここで議論していかなきやいけない。その方向性を見つけ出して進めていかなきやいけないということを私は申し上げたいわけです。例えば、8条と23条、先ほど原田委員のほうが非常にいい御指摘をしてくださってなるほどなあとと思ったんですけども、調査機関の設置というものがあります。重要な施策について、先ほど言いましたとおり本会議場で、あるいは本会議場の一般質問、質疑の場で1から8までを網羅して徹底的に重要な施策について議員が理解できるような形に努めようと思ったときに難しい。なので、23条をそういった問題については適用して、調査機関を設置して、調査機関の設置の中で1から8までの項目に努めていくと。むしろ1から8の項目に基づいて調査を進めていくことのほうが現実的ではないでしょうか。そうすれば、先ほど治徳委員がおっしゃられた予算がとか決算がとかというような個別の名前が出ておりましたけども、そういったようなものにこだわらずにアウトプットをできる場所として広義の意味で考えたときに、私はそっちのほう議会としてもお仕事をやりやすいですし、執行部のほうも何を相手にしているのかというところがわかるのでターゲットを絞って説明ができますから、説明の仕方も変わってくるんじゃないかなと思います。1から8まで明確にわかっているわけですから。これについて聞かれるんだなということであればこれについて明確にアウトプ

ットされる機関の中で向き合っていけばいいわけですから。私はそっちのほうが現実的ではないかなあというふうに思うんです。もしくは、8と23で物を進めていくだけではなくて、もう1個、一問一答の項がありましたけども、どこでしたっけ、一問一答の。

○委員（実盛祥五君） 7条。

○副議長（佐々木雄司君） 7条、済いません、ありがとうございます。

7条の括弧書きの1番のところに一問一答の方式で行うものとして書かれておりますから、だから今の議会の中で、あるいは質疑の中で行われておりますさまざまな制約というものをこの7条の(1)と8条に基づいて改革を施していくというような、そういう議論もあり得るかなというふうに思ったりしますけど。何せ原田委員のおっしゃられるように、最高規範で我々はこの議会基本条例に基づいて物を考えて、どういうぐあいに運営していくのかということを考えなければいけないということですから、この範囲で考えるんでしたらそういうような条文の根拠活用というような形になると思うんです。いかがでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私はこの23条は、ちょっと私のニュアンスは違っていて、ここで言う市政の課題に関する調査っていうのは、いわゆる政策や議案を調査するというのではなくて、何かしら業務執行上問題が起きたとか、いわゆる外部監査につながるような意味でこの23条は活用したほうがいいと思っています。そこまで広げちゃうと、政策の議論まで23条でやるとなると、ちょっと違うのではないかなと。外部監査に関するほうにシフトしといたほうが23条の重みというか、私はそちらのほうにシフトしといたほうがいいと思っています、さっきから議論になった8条を具体的に生かすためにということで治徳さんや佐々木さんがいろいろ制度改革っていうお話に至っているわけですけど、はっきり言ってしまえば制度改革以前の段階なので、ここや全議員がこの8条が実は私たちが責任をとらねばならないのだからきちっとこの8条を突き詰めて政策議案を理解しておく必要がある、そのための8条なんだということをまず理解してもらうことから始めないと、いろいろ制度を変えたところで、私はこれが生きた8条にならないのだからなあと思ってるんです。

だから、いろんな提案は今後していただければいいと思いますけど、この8条の本当の狙いは何かっていうことが議員の中で共通になることっていうのはとても、まずそこから始めていただきたいなと思います。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 結局、佐々木副議長さん言われたのがある意味正しいと思うんです。要は8条が大切なんであればそれを8項目を少しでも改革するために今の一般質問を少し変えていきたいと思いますとか、そういうことを積み重ねていく以外にこれが実現できないじゃない

ですか。これを市長に持って行って、あんた8条を守りなさいよみたいな話を何ぼ言っただって、議員一人一人言っただってそれこそ認識の問題です。

○委員（原田素代君） 治徳さん、言わせて。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私、この3年間ずっと一般質問でこれやってた。

○議会事務局長（奥田吉男君） 済いません、委員会です。

○委員（原田素代君） これをやってたんです、一般質問で。スルーするばかりですよ、市長さん。この8項目ぶわあつと言っただって、8項目に対して全然答えてないわけですから。だから、それに対して議会が問題にしなかった。議長が問題にしなかった。ちゃんと基本条例に基づいて質問してることにに対して答弁しなさいと言わなかった、議長も、議会も。そこに問題があると私は思ってるわけです。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） それは問題はあるのかもしれませんが、それを改革していくためには制度を少しずつ変えていくほうが、例えば一問一答にしたら、それはもっとここに書いてるようなことが議論されだしてくるし、一般質問であれば選択制なんかをとる議会が多いみたいですけど、そういう形で幅を持たせてでもそういったことを、制度を少しずつ変えていくほうが8条の理念を少しでもしていくことでしょう。原田さんみたいなすばらしい議員さんが5年間言っても市長は聞いてくれなかったというわけでしょう。聞いてくれなかったわけですから、この8条を守っていくためには少し制度を変えていく議論をしたほうが現実味があるんじゃないかなあと思うだけの話なんですけど。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 少しお話が戻るんですが、恐縮です。

先ほど原田委員がおっしゃられた23条、市政の課題に関する調査のためと、これを外部監査的なところに使用していったほうが重みが出るというお話なんですけど、私、果たして23条というものを外部監査というようなもの、市政の課題イコール外部監査というものに意識づけして重いものにしていく必要はなくて、百条委員会とかもあるわけですから、そういったようなところを議会のほうとしては運用しながらいけばいいんじゃないかなあというふうに思います。調査、設置することができるものとしてあるものの市政の課題について、どこからどこまでを市政の課題にするのかというところの言葉の定義、概念、ここをまずこういうことであるというものをいさなきゃいけないんだと思います。だから、そのところが市政の課題って何ぞやというもののクエスチョンに対してアンサーがない、今。

○委員長（下山哲司君） 1ついいですか。

自分のことを例えて言うたら、8条をやることにおいて、23条はそのうちの一部じゃというふうな解釈を僕はしとんじゃけど、それでいいんじゃないですか。違うんですかな、それは。

○委員（原田素代君） もうちょっと説明してください。

○委員長（下山哲司君） 8条をきちっとやることにおいて、手段として23条を使えばええんじゃというふうな考え方でおるんじゃけど。じゃから、8条こんだけの項目というたらもうほとんどのことが網羅されとるが。じゃからこれをやることにおいて、ほかの第何条、何条を使うてこうやるという考え方で僕は思よんじゃけど。

原田委員。

○委員（原田素代君） この23条ねえ、調査機関なんです。調査機関……。

○委員長（下山哲司君） この件だけじゃからな、23条は。

○委員（原田素代君） 調査機関というのと、執行部との相対の議論、一つの議案や政策に対してああでもない、こうでもないという議論と、それを調査機関にしちゃうと今度は議会が執行部に対して、どちらかと言うたら調査っていうのは上からですから。それだと余り本来の議論の場じゃなくて、ちょっと特殊な設定になっちゃうような気がするんです、この23条を持ち出しちゃうと。だから、私は23条を使わなくともこの8条については議員が共有し、例えば議員の活動原則3条です、ここで議論を大いにしなさいと書いてある。だけど、大いにしなさいとしか書いてなくて、今治徳さんや佐々木さんが言うように、システムとしてどういう議論の場を設定するのかってことまでは書いてないんだけど、議論をしなさいと書いてあるのだから、例えば下山委員長が前提言してたように全協に、そういう今回の議会の前に議案を総ざらいしてやりとりするような場を今後つくるとか。そういう意味ではいいと思います。だから、23条はちょっと議論をするのに調査っていう形でうったてちゃうと、ちょっと本質が変わらなかなあと思うんです。

○副委員長（治徳義明君） はい、済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） ちょっと話が違うんかもしれせん。先ほど重要案件はみんなで議論をみたいな話がありましたけど、そうなってきたら、今3常任委員会に付託制をとって、そこの議論までしないと、自分は何々委員会ではほかの委員会のこと知らなかったみたいになってしまうので、それも繰り返してしまうので、付託制の議論までしていかなと、それがいいんか悪いかは別として、議論までしないとなかなか原田さんや佐々木さん、前特別委員会を設置してみたいな話もあったけど、ちょっとその辺を議論しないと納得いく結果は出ないんじゃないかなと、個人的に思ってます。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 7条の括弧書きの4に、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るためという文言がありまして、先ほど原田委員のほうがおっしゃられたのはこういった

ようなところにも関係してくるのかなあというふうに思ったりします。

私が先ほどから言っております2つ、23条と7条の(1)、これは一緒に考えないでいただきたい、別々に考えていただきたいというふうに提案させていただきたいというふうに思っています。ですから、今現在議会審議の中で、この8条の1から8までを行おうとしたときに制約が多い。要するにいろんな質疑の中でいい政策を導き出したいという議会、議員の思いがあったにしても、3回までしか質問が許されない、30分までしか時間が許されない、そこで話が終わってしまうということが繰り返されているわけですから、今の議会運営というやり方、質疑のやり方も含めて、この8条というものを考えていくときには必要なことなんだろうなというところの方向性が一つと、あと23条のものにつきましては23条のものとして、市政の課題に対する調査に関しても、やっぱり最高規範で8条というものがここにあるわけですから、この内容に従ってやりなさいよということなんでしょうから、やっぱり8と23というのは相対するものなんだというふうに私は理解しております。ですから、この8条にしましても23条にしましても、具体化するようなものが今現在、残念ながらうちの赤磐市議会にはありませんので、こういったようなものを具体化していくアウトプットの場所というものをどういったぐあいに考えていきますかということは、一つまたこれに関係する別途な議論として必要なだろうというふうに思いますが。私のほうはそんなふうな考えを持っております。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 治徳さんが懸念された委員会制度が根幹になる無効化の問題じゃないかとおっしゃったけど、私は委員会制度そのものを別に揺るがさなくても、下山委員長がおっしゃったように、とにかくもうちょっと全体化した議論の場っていう意味では、委員会は委員会でやればいいと思うんです。だけど、全体化した議論の中があることでさらに委員会も深まるだろうと、委員以外の人たちも議論に加わることで。ほかの議員も状況が把握できるし。だから、それを常に3つの委員会の全ての議案を全体でやって、通年議会みたいな、そこまでは今の段階ではとてもできないと思っていて、少しずつ、今の委員会制度の中でとりあえず共有化したり、みんなが議論したり、一問一答や30分の制約のない議論ができることがここにもうたわわてるし、その制度っていうのを委員長がおっしゃるような、いろいろ考えていただけるか……。

○委員長（下山哲司君） 後から言おう思ってた、報告しよう思ってたんですけど、議長との話の中で、よりよい議会活動をというのが前提で、今一番大きな問題というのは執行部、議長のほうからも市長に言うてもなかなか先に情報が来んようなのが結構多いということ、議長に対して。特殊なものでもあり、新しいものというのは、本来は議長にまず入れるのが今までの通例だった。じゃけど、今の市長さんになってから、どうも議長さんに話したら議長さんからほかの人に話が出るんじゃないかという不信感を持つられるように、議長との会話の中であ

ったんで。だから、それは議長がきちっと話をしたことは、しゃべってはいけんこと、みんなに知らしめにゃあいけんこと、区別はきちっとせにゃいけんという話はしたんじゃけど、そういうて1人、ほんなら議長に責任を負わすんかという話じゃないんで、今度は全協を有効に活用する方法を議長考えたらどうですかという話をしたら、そういうあれを、きちっとここでやっていたらうれしいんですけどと、こういう返事なんで。じゃから、時間をかけて、年が明けたらそういうことに踏み込んでお願いしたいというのをその他で言おう思ようたんですけど。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 下山委員長がおっしゃられた内容というものも非常にアウトプットの先としてあるなあというふうに思いまして、今私が23条に関して言っておりましたイメージというのは、今ないものを想定しているというか、これから市のほうから出てくる重要案件について、この1から8までするためにはアウトプットする場所が必要ですよねということで捉えておりましたので、そのアウトプットの場所の一つとして全協という場所を活用できるのでありましたら、それはそれでまた一つやり方としてはあるかなあというふうに思ったりします。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

議長との話の中では、どういうふうな方法で持っていくかという、きちっとこういうことをするというように決めてもろうたらありがたいんですけどという考え、議長は。議長がひとり単独で市長と話をしても、なかなか会話がうまくキャッチボールできんらしいんで、それじゃ困るんで、それはきちっと第一に、全協するにしても議長としてもらわにゃいけんのんで、その辺は今度、議運の委員長、副委員長、それから各委員長を含めて市長も来てもろうて一回きちっと話をしてスタート切ったらどんなかなというのが僕の提案なんじゃけど、その前にこの基本条例の委員会の中でこういう方向でやるというのを決めてあげたほうが、議長が楽にできるんじゃないかと思うんで、基本的にこういうことをするという形の分をしてあげんと、議長もなかなかできんみたいで。

○委員（実盛祥五君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（実盛祥五君） そりゃあ、甘うしたらいけん、議長の努力じゃがそりゃあ、おめえ。それをみんなの議員が議長を助ける助ける、そねえなことをしようたら笑われらあ、おめえ。

○委員長（下山哲司君） いや……。

○委員（実盛祥五君） いやほんまじゃ。そりゃあ議長は議長でぴしっとせにゃあいけん。それを議員が、各議員が議長の世話をするじゃあというて。人が笑わあ、おめえ。議長努力させにゃあいけん。そりゃあ委員長言われえ、自分で努力せえというて。

○委員長（下山哲司君） いや、それは……。

○委員（実盛祥五君） よう対話すりゃあ絶対すると思うよ。そりゃあ対話が足らんのかな、議長が甘過ぎる、そりゃあ。よう言うてえて。

○委員長（下山哲司君） それは言いました。

○委員（実盛祥五君） そら何遍でも言わにゃあおえなあ。

○委員長（下山哲司君） いや、言うても、市長のほうから……。

○委員（実盛祥五君） 我々が議長を助ける側じゃねえもん。議長が努力せにゃおえるもんか。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません。1対18なので、議長というのは18人の代表なので、そりゃあある程度……。

○委員（原田素代君） 17人ね。

○副委員長（治徳義明君） 17、要は、向こうは1人しか……。こっちは議長というたって、18人がばらばらなったら聞きませんよ、何にも。サポートしてあげにゃあ。

○委員長（下山哲司君） ちょっと誤解を実盛さんしておられるんじゃないと思うんじゃないけど、執行権は市長が持つとるわけです。議長は、市長も議長も言われるんじゃないけど、車の両輪じゃと言うんじゃないけど、権限は全く18対1でも1のほうが強いんじゃないから、議会の弱い部分を補うために、この中できちっとこういうふうに取り扱ってもらおうというのを定めてあげんと、議長は会話はするんです。何ぼしたって都合が悪いことはもうしゃべらんという市長の考え方だったら何ぼ言うてももう、物ができ上がって出てくるまでは経過が議員はわからんわけなん。

○委員（実盛祥五君） そりゃなあ委員長、議長がどこまで聞きよんか知らんけど、
.....
.....、そりゃあ。そんなことじゃいけんというんじゃないから。自分の有利になろうと思ようからそれは市長も言わなあ、そりゃおめえ。

○委員長（下山哲司君） いやあ。

○委員（実盛祥五君） いやいや、それはそねんなるて。じゃから議長がもうちょっと、
.....、知ろう知ろう思ようたら、そりゃあおめえ、市長言うわけねえがな、おめえ。いやほんまじゃで。議長がしっかりせにゃあいけんて。

○委員長（下山哲司君） しっかりせにゃあいけんというのは結構なんじゃないけど、
.....、そういう、それはちょっと。

○委員（実盛祥五君） いやいや、したら市長そこは言うわけねえがな、おめえ。

○委員長（下山哲司君） 不適切なんで、削除させていただきます。

○委員（実盛祥五君） いやいや、そりゃすりゃあえんじじゃけど、言うわけねえが、市長がそこまで、おめえ。

○委員長（下山哲司君） いやいや。

○委員（実盛祥五君） じゃからそんなことを知ろう知ろうする議員がおるからいけんのんじ

やが、おめえ。

○委員長（下山哲司君） じゃけど……。

○委員（実盛祥五君） 先に知ろう先に知ろうというて、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・、知ろう知ろうするような議員が考えを持つからごだなつてしまよんじゃが。そりゃあなあ、みんなが直さないけんて。

○委員長（下山哲司君） それは違うんよ。みんなに同時にぱっと知らせめれるんだったら別に知ろう知ろうせんでもええわけなん。知らせめるあれが少ないから……。

○委員（実盛祥五君） 委員長それ、知ろう知ろうするということは何か悪いことをしたろうと思ようるから知ろう知ろうしよんじゃから。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 議長には汗をかいていただくというのは前提で、要するに私たちのまとめ方としては、緊張関係を持った政策議論をするための8条があって、その8条を生かすために全協をやりたいと。いわゆる説明としてで、突然全協で何かっていうんではなくて、背景にはこの基本条例の8条を生かす必要性が大変重要なので、そのために全議員が共通の議論をする場がないと。議論を深めなきゃいけないわけだから、それで全協をとりあえずそのために、例えば適切な時期に、議会の前の。やりますという話をされたら私はいいいのではないかと、皆さんが理解していただくように。

○委員長（下山哲司君） 実盛委員が言われたのはちょっと……。

○委員（実盛祥五君） いやいや、それはここじゃから言よんじゃけど、こういうようなあれがあるから思よんじゃが。

○委員長（下山哲司君） じゃから、そういうふうのを前提で物事を……。

○委員（実盛祥五君） いやいや、知ろう知ろうするということは、何か悪いことをしたろうと思うんで。

○委員長（下山哲司君） いや、知るというんは、新聞へ出る前に議員には知らせといてほしいという。

○委員（実盛祥五君） それはまだ……。

○委員長（下山哲司君） ちょっと休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

8条について、皆さんあり方のモチベーションが皆さん違うんじゃと思うんで多少は。じゃけど、議員としてやるということに関していかによくするかということのこれからの論点で、それなりの資料を、次にはできんでもその次ぐらいまでには、2月までには用意しようと思ひ

ますので。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 3月議会には行かせたいと思います。

○委員長（下山哲司君） ここでいろいろ議論があったことに関しては、議長とも相談をさせていただいて、また取り計らいたいと思いますので、とりあえず8条については今中身に入りましたけど、とりあえず外部監査のあれが終わったら次にこれに手をつけると。じゃから、次に外部監査の資料と8条の資料を全部用意せえというたら職員さん大変なんで、とりあえず8条については2月と、こういうことで。外部監査については1月にしっかり審議するということで。とりあえず外部監査、8条、いいですね、そういうことでやらせてください、きょうのところは。

いろいろ原田委員が今休憩中に言われたんじゃないけど、相手の言ような内容をきちっと受け入れてここをお願いします。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 1月か2月にでも構わないんですが、議会事務局といいますか、8条関係に、ほかの実は項目にも及ぶ話なんですけど、専門用語が結構この中には出てきます。その専門用語の解説というか、それは何なんですかというところが、多分皆さんイメージされてるんだと思うんですが、もしかしたら十人十色かもしれないし、こういうものというのを、手引きといいますか、こうですよという概念的なものの定義づけ、これは必要なことなんじゃないかなあというふうに思ったりします。

1点、議会審議。議会審議とは何ぞやと。このことについて、ぜひとも議会審議とは何を指すのかというところをそのときに明らかにしていただきたいと思います。あと、23条の市政課題、これは何から何に及ぶんだということ。この2つは言葉、定義として明らかにしていただきたいなあというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○副委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 先ほどの全協を活用していくというお話でしたよね、そういう話。ちょっと確認なんですけど、情報をもらうという意味合いでは全協はえんでしょけども……。

○委員長（下山哲司君） それちょっと、その他でやらせてください。

○副委員長（治徳義明君） はい、済いません。わかりました。

○委員長（下山哲司君） 今の8条の締めをしようと思うんで。

先ほども原田委員が言うたんですけど、そうじゃない、執行部に対していく、ここに文章の最後に求めるとなるとんで、求める、言葉を言いかえたらお願いする立場なん。じゃから、表

現の仕方の違いだけなんで、そういうものじゃという理解だけ、絶対執行部がこねえせにゃあいけんのじゃというもんじゃないんで、求めるもんですから。文章の意味をよう理解してください。それだけお願いしときます。

今先ほど言うたように、8条については2月、1月であれが早く済めばまた、外部監査が終われば8条に手をかけてもいいんですけど、とりあえず順番的にすれば外部監査のほうを先にと、こういうことで、8条。

これから26条のほうを、これは誰じゃったかな26条。

○委員（原田素代君） はい、私。

○委員長（下山哲司君） 原田委員じゃったかな。

○委員（原田素代君） でも、18条も……。

○委員長（下山哲司君） なら18条を先に行きましょうか。

○委員（原田素代君） そのほうがいいです。

○委員長（下山哲司君） それでは、済みません、26条じゃなしに、18のほうをどう扱うかということで、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し良心と責任を持って議員として品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。まあ常識のことが文章になっただけなんで、時々できんのがあって、それについては例を挙げて次に。じゃから8条、外部監査が終わった後に、順番でということでもよろしいですか、扱い。

○委員（原田素代君） 質問なんですけど。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） たしかこの政治倫理規程というのは以前つくってるんですよね、小倉さんがいたころ。まだ生きてますよね。だから、できてることに対して過不足を調整するっていうことでいいのかなっていうふうに思っています。

それともう1つ、自治法上の罰則規定もありますから、議員としてこういうことをしちゃいけないとか、こういう場合は議会開会中であれば即日に何か申し出てどうのとか細かい規定があるので、そこの絡みを調整すれば割と早くできるんじゃないかと思います。

○委員長（下山哲司君） おぼろげに覚えとんじゃけど、必要な部分だけを網羅してぱっとつくった倫理規程なんで、それは全般的になってないんで、また……。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） よろしいですか。18条のそういったお話になるんでしたら、もうちゃんと資料、みんな用意して進めていかないと。

○委員長（下山哲司君） メモしました。

○副議長（佐々木雄司君） もうこれ以上しないんですか。

○委員長（下山哲司君） きょうはね。

○副議長（佐々木雄司君） きょうはもうしないんですね。わかりました。

○委員長（下山哲司君） 資料がありますので、資料を用意しますから。これはもうすぐ印刷すりゃあできるんで、次には用意します。そういうことでお願いします。

では、18条はとりあえずそういうことで。

○副委員長（治徳義明君） これはいつするんですか。

○委員長（下山哲司君） じゃから順番は、今言うた、今。

○委員（実盛祥五君） 資料出してあげるんじゃから。

○委員長（下山哲司君） そしたら、26条について、原田委員、どうぞ。

○委員（原田素代君） 26条は、最高規範性といううたてで3つ項文があるんですけど、最後の3番目にこの条例の理念を共有するため、ここがかなめですけど、共有するために一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行うものとする。目的は条例の理念を共有するための研修なので、できるだけ早い時期にやるべきだろうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 新人さんの議員はやりようられるんじゃろう、毎回、必ず。

○委員（実盛祥五君） もう終わったん。

○委員（佐藤 武君） やってないですよ。

○委員（原田素代君） そんな、やってないわよ。それを配ってるだけよ。

○委員長（下山哲司君） そうでなしに、説明。

○議会事務局長（奥田吉男君） 説明は、最初の方に御説明、条例の内容説明だけはしてま

す。

○委員長（下山哲司君） してるんじゃろ。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい。

○委員長（下山哲司君） じゃから、それも一環になって、それは必ずできとる。

○議会事務局長（奥田吉男君） それが研修に当たるのかという話だと思んです。

○委員長（下山哲司君） それは必ず、それはできとるん。そっから先ができてないんで、今

原田委員が言うたようにしっかり協議しましょう。

○委員（原田素代君） ちょっと委員長、確認させて。

これ佐藤さん、ちなみにこの条文の説明がありました。

○委員（佐藤 武君） 1項目ごとの説明は特にはないですよ。

○委員（原田素代君） 基本条例がありますよという説明でしょう。

○委員（佐藤 武君） そうですね。

○委員（原田素代君） あとは読んでいてくださいでしょう。どこまであったのか聞きたい。

○委員（佐藤 武君） どこまで言われたら困るけど、基本的な部分でありますとか。条例が

ありますと。だから、これもいただいて。

○委員長（下山哲司君） だけど、この赤磐市が発足した時点ではこれもなかったわけで、全員でこういうふうにとりうて赤磐市議会の規則だけの話だった、僕らのときは。じゃから…

…。

○委員（佐藤 武君） 基本条例がなかった。

○委員長（下山哲司君） そう、基本条例自体がなかったから。じゃから、もうこういう形式で、要するに3委員会制度で、一般質問はこうでというようならいな話しか最初はないんで。その後いろいろ問題があったもんじゃから、これをつくらにゃいけんということで、さっきの18条もそういう部分も含まれとったんじゃけど、まだ岡崎議員に、前の委員長に聞いたらそこまで進んでなかったんで次の委員会でしっかり協議してやってくださいという話でしたんで、そういうふう認識しております。ですから、今回出てきたからこういうこと。ですから、3番目、外部監査、8条、18条、それに4番目が26条という順番でよろしいですね、順番は。1つずつ……。

○委員（原田素代君） ちょっと待ってください。委員長、26条の3項目についてはどういう議論になったんですか。

○委員長（下山哲司君） これからするん。

○委員（原田素代君） これからするんですか。

○委員長（下山哲司君） あなたの提案じゃから。4項目めになりますけど、順番としたら。

○委員（原田素代君） ああ1、2、3、4、はい。

いや、ちょっと待ってください。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 順番は4項目めでもいいんですけど、私はこれを最後に持ってきた意味は、ここでスケジュールを入れてとにかく研修会をきょうこの場で決めないと、速やかになって言ってもう1年たつわけですから。大変おくれるので、その企画を進めてほしいと思っております。

○委員長（下山哲司君） ちょっと休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、会議を再開します。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 佐々木さんがさっきの御意見の、26条の3は研修を行うものとする、もうするものなんです。それがされてないということなので、速やかにこの研修をしてほしいということが、議長のほうと相談されて、それから外部も何十万円もよそから呼んでこなくても、地域の岡大の学者が何人もいらっしゃるので、そういう方を活用して、そんな大きなお金をかけなくてもできるということをあえてお伝えしてますから。あれ読んでいただければ県議

会の講師としてしゃべられた中身を、わかりますから。

○委員長（下山哲司君）　じゃから、その人にこだわっちゃいけん。

○委員（原田素代君）　それはどうでもいいですけど、そういう人がいるので何十万円もかける必要はないということを言っているんです。

○副委員長（治徳義明君）　済いません、今研修はしてないと言いましたけど、先ほどの話ではされてるとい、新人議員さんは少なくともされてるとい。内容を精査せえという話ですよ。研修はされてますよ。

○委員長（下山哲司君）　そうじゃなしに、全員、今の現職全員。

○副委員長（治徳義明君）　研修はしてないことはないわけで、事務局もしてますという言うわけじゃから。内容は別ですよ。

○委員長（下山哲司君）　佐藤委員。

○委員（佐藤 武君）　新人に限定せずに、これは全議員さんにやっぱりする必要があると私は思う。本当に十分思ってるんです。いろいろな意見がある中で、基本条例、今3項目ほど議論してるんですけども、私もいろいろ言いたいことがある中で、余り水を差してもいけないなど思いながら控えとったんですけども。そうした中で、やはり基本条例を十分認識してない議員さんもいらっしゃると思います。それから、会議規則もそうだろうし、委員会条例もそうだろうし。そうした中で、読んでいただいて認識をしていらっしゃるのであれば、当然本会議でのやりとり、委員会でのやりとりも慎重な態度をとってくれるのが議員としての役割だとは思ってるんですけども、それが十分でない議員さんもいらっしゃる。そういうものを徐々に徐々に改善していかないといけないなというふうな気持ちはあるんです。そうした意味で、やっぱり全議員に基本条例の研修を改めてやる必要もあると。それもそうですし、委員会で、予算委員会とかそういう話も出てきました。それから、委員会にしても本会議にしても、それから十分な議論ができる設定というのは赤磐市議会も当然されてると私は認識しとんです。そうした中で、十分な執行部の説明がないというような御意見もありますけれども、議員のほうはその提案に対して解明していくような質疑がなされてないと私は思ってるんです。委員会にしてもしかり。本会議にしても、質疑はありませんかと言っても質疑は出てない状況。それから、全員協議会もやってますけれども、全員協議会の中で説明があってもそれに対して質疑はありませんかという場は設けてると思うんですけども。

○委員（原田素代君）　受けてないです。質疑は受けない。

○委員（佐藤 武君）　質疑は受けないことになってるんですか。ただ、何かありますかと言ってもほとんど出ないと私は認識しとんです。

○委員長（下山哲司君）　よろしいですか。その場合は別の……。

○委員（原田素代君）　いや、しゃべってもらおう。

○委員（佐藤 武君）　そういうことで、何を先にやるかという部分もあるとは思うんですけども。

れども、やっぱり認識を十分深めていただく。基本条例も、ああこういうことを決めとったなというのを改めて全議員にしていく必要があると。それから、再度になりますけれども、外部講師を招かなくても、こういう何条がそうなんだとか、こういうことを決めてるなというのを改めて認識する必要があるというふうに思います。もちろん外部講師を呼んで基本条例について研修を受けるというのも大事ですけども、意外と条文の1条からずっとこういうことですよということでしたほうが、かえって頭に入るようなこともあると思うんで、研修についてもそういう方法が、予算をとらないといけませんから、当然30年度の予算。少額であっても予算は必要ですから。予算が通らないと研修はできませんので、とりあえずの方法としてはそういう方法も考えてもいいのではないかなと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） まずお伺いしたいといいますか、問題提起をさせていただきたいと思うんですが、いつから我々はこの条例の番人になったんでしょう、このメンバーが。我々がジャッジメントする立場にはないんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。27条を見てください。

この条例を改正するには本会議において改正理由を詳しく説明しなければならないということなんで、この場で協議をしてせなんだら改正もできんし、そうなっとなで。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そういった御意見ならば、改正の内容で議論を進めていけばいいと思うんですけども。今26条のお話の中で、もう既にここのところに条例の研修を行うものということで、この内容について、改正の話ではなくて、できていないことについて議会にどうするんだということを求める議論を今ここのほうでしているわけです。何で。その根拠はどこにあるんですか。我々にそこまでの権限を……。

○委員長（下山哲司君） この研修をしますというのは、議員のほうから議長にお願いして、議長がこの前全協で予算をとりますという話をして……。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長、はい。

○委員長（下山哲司君） 順番、手順を踏まんと。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そういう話ではなくて、我々そんな権限与えられてないでしょう、この特別委員会には。議会ができていないから、この基本条例できていないから、我々が議会のほうにできていませんよということを、やりなさいよということを求める権限なんかどこにもないでしょう、我々。あるんですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 我々が言わなければ誰が言うのでしょうかということです。私たちは特別委員会の委員として任されて議論をしてきて、この中でまだできていない政倫審規程もできてない、研修もできてない、何カ所かあることについてきちんと議会や議長に進言する、そういう役割を私たちは課せられていると理解しています。

○委員長（下山哲司君） それは議運です。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 26条の3について、議会はこの条例の研修を行うものとする。もう以上でいいんじゃないですか。我々の役割を果たしてますよ。あとは議会が判断してやるべきことで、それができて、できてないということは我々関係ないこと。

○委員長（下山哲司君） だから、やるときには……。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長、僕話してますから、まだ。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 我々がそれについてとやかく言うのであれば、委員長のおっしゃられるように27条で、先ほども私言ったんですけども、議会は速やかにこの条例の研修を行うものとするというものの内容に問題があるんだったら27条で変えればいいけども、変える必要がないんだったら、もうこれ以上の議論する必要ないじゃないですか、この話について。もうだってできてるんですから、条例施行して。あと、やってるとかやってないとかということについて、我々がここでできてないからそれはおかしいよね、じゃあ我々がみんなの議会を代表して、できてないということ、評議会でも何でもないので、我々はこの条例の。評議員でも何でもなし、議会基本条例特別委員会というものは何ぞやというところをもう1回最初から原点に戻って、その原点の部分で議論を進めていかないと、とんでもない方向に話進みますよ、これ。

○委員長（下山哲司君） ちょっとその論、いいですか。論議は間違うとんで、ほんなら毎月委員会をして基本条例の見直し、それから運用の仕方を皆さんで協議しましょうということで今やりようるわけですから、この文言があるのはいいんです。だから、どういうふうに運用をしたらいいかというのを議長に提言する場でもあるわけです、基本条例というのは。議運は、あるものを設定するだけで……。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私が言っているのはそういうことではなくて、性質が違いますよねということなんです。今までの8条のお話、議論であったりとか外部監査委員会の議論であったりとかというものと、この26条の3というものは性質が違いますよねと。もう26条の3というものは変更を加えることもなく、もう特別委員会として成立させて、基本条例として、最

高規範として備えつけられているわけです。何の問題があるんですか。問題ないじゃないですか。やられてないだけでしょ。やられてない問題について、我々がこの条例を見て、これ条例違反じゃないかと、これは何とかしなければいけないということで議会に求める権限は誰から与えられてますかということなんです。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 特別委員会ですから、要するに議会基本条例に特化した特別な委員会ですから、当然検証をしているわけですし、新たに加えたり減らしたりする権限は私たち持っているわけです。できてないことについてはできてないということをきちんと議長や議会へ伝えるってことは当然です。だから、これをやるかやらないかという議論ではなくて、やってないからやれというだけの話で、やるかやらないかの議論ではないということは確認したほうがいいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それはそうなんでしょうけど、例えば私は建設的な議論として御提案を申し上げているわけですが、26条の3で備えつけられてます、条例の発効もできます。しかし、でも行われておりません。この現状を、備えつけております特別委員会が重く見て、この条文では行っていないようなので、もう少し踏み込んだ考え方、踏み込んだ言い方で議会のほうに行っていただけるように文言を変えましょうかというような議論だったら僕納得できるんです。まさにここがすべきことで、でも、そういう議論ではなくて、行っていただけてないんで我々が議会のほうに求めなければいけないというのは、権限がないでしょうということを言ってるんです。それは各個人が委員会から離れて議会基本条例のほうで定めつけられているのに行われていないので、それは議会としておかしいんじゃないですかということを、我々議員一人一人の個人が議会のほうにこれを持って、行われていないことはおかしいんじゃないかということを言うっていうんであればわかります。また、そういったようなことを言う土台というかアウトプットできるようなものを28条に書き加えましょうかとかというところのお仕事なのならこの特別委員会のまさにど真ん中のお仕事だと思います。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） であるならば、第26条で速やかに研修を行う云々となっておりますけれども、私は先ほど研修というのは繰り返し、速やかに1回やるという意味合いではなくして、繰り返しこういう大事なことはやっていかなければいけないので、少し文言を、速やかにやるではなくて、定期的にやるであるとか、例ですよ、そういったことに変えていったほうがいいんじゃないかなと思ってます。

○委員（原田素代君） 話がちょっと……。

○副委員長（治徳義明君） いや、文言の話じゃが。

○委員（原田素代君） いやいや、だからそうではないと私は思ってるんです。文言の話ではないし、中身を修正することの話ではなくて、特別委員会という権限は、要するにやれてないことはやろうということですから。政倫審の規程もまだできてないのをつくろうということですから。それと同じレベルで、やるべきことはやられてないのでちゃんとやりなさいということを議会や議長へ伝えるっていうのは、別に私たちの権限を逸脱するものでは何でもなくて、私たちの権限の全くど真ん中の権限だと私は思います。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そうしましたら、同じ性質でお話をするんですが、委員会の中でこういったふうにやりなさいよとかというような文言も基本条例の中にあります。議会の審議におけるというふうな議会審議というものも出てませんが、おお、この1から8までのものの一般質問において議員が質問できてないじゃないかと。そういうことをやらせなさいよというような、議会運営に対しても我々口を挟まなきゃいけないとなると。できますかということなんです。

○委員（原田素代君） いいんじゃない、言ったら。

○副議長（佐々木雄司君） できないでしょう、議運があるのに。

○委員長（下山哲司君） 議運は、看板をどういうふうに運用するかというだけで、中身については議運はやりませんから、こういう基本条例については基本条例の委員会でやって、基本条例の委員会から上がってきたものを議運にかけるというのが、議長からかけるわけですから、議運には。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いずれにしても、それであればこの赤磐市議会基本条例の中に、もう一文言、そういう権能を持ち合わせているということ、最高規範だというふうを書いてるわけですから、我々の特別委員会が最高規範の要するに大陪審なんだということ、このところに書かなきゃいけない。書かれてないんです。書かなきゃだめよ、条例なんだから。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。さっきも原田委員のときに言うたんですけど、文言の縮めに求めるとか、しなければならぬとかいろいろな文言がついとるんで、皆1項目、内容について縮めが違うんですけど、それはそういうことになつとることを徹底するという場はないんです、ほかには。もうこの基本条例の委員会以外で。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） ないことと、ここでやりましょうということで決まってないことと一緒にしちゃだめよ。ここですることが決まってなくて、ないからここでやらなきゃ仕方

がないからっていうのは乱暴な意見。ないんだっらないことを問題浮かび上がらせて、これについてどうしますかということで皆さんに意見を。もう議会の話で合議制の話ですから、皆さんに意見を問うて、その中でここでやりましょうよということが決定されて、その後我々が携わるんだったらオーケーだと思います。でも、何もそんな話もできてなくて、暗黙の了解でふわっとそんな話になってるのかもしれないけども、何事も書かれていない段階で、我々がそのところを一步踏み出してやってたときに、わしゃあ知らんと言われたときにどうするんですか。

○委員長（下山哲司君） ちょっと佐々木委員。

○委員（原田素代君） ちょっと待って。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 佐々木さん、ちょっと勘違いしていらっしゃると思うんですけど、私たちの権限云々じゃなくて、最初に佐々木さん、ずばっとおっしゃったわけですよ。もう決まってることでしょうと、私たちがとやかく言うことじゃないでしょうと、3項は。やってないだけの話だから、それだけの話ですよ。まさにそうなんです。それに対してやってないからやれとかやるなとかという権限の議論というのは、ちょっと次元がまた違うところにあると思うんです。だから、私はもう決まって、やらなきゃいけないことがやれてないことについて、私たちはこの議論の中で指摘すればいいだけの話で、その権限とかということについて言うと、私は特別委員会としての権限はあると思ってます。ただ、その権限がうたってる、うたっていないとか、そこまでいくと非常に議論がもてあそばれてるというか、拡大して方向が変わっちゃいます。だから、今問題はこの26条の3をどういうふうに私たちは実践させるかということについて、されてなかったことがなぜされてなかったのか、要するにみんな認識してなかったわけです、はっきり言って議長以下、局長以下。この26の3にこだわってこなかったわけです、誰ひとり。

○副議長（佐々木雄司君） どうして。

○委員（原田素代君） だって、されてないんだもん。速やかにしなきゃいけないのにされてこなかった。だから、その反省に基づいてしましようっていう議論をするだけの話ですから、佐々木さんそこからさらに話が広がっちゃうので、そこはちょっと別にしていただきたいなあと思います。

○委員長（下山哲司君） 研修というんなら視察研修もしとるがな。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私は概念的なお話をしておりまして、物事の土台、基礎の部分のお話ですから、私が申し上げたことで何か話が拡大して議論が別の方向に行くとは私、思いません、一切。基本的なところで、このベースに……。

○委員長（下山哲司君） お昼になったんですけど、終わるまで続けさせていただいていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、どうぞ。

○副議長（佐々木雄司君） 私はこのベースに基づいて、ここの中で、今目の前にある各27条、附則を含めたものというのを議論を深めていかなければいけないというふうに思うんです。やっぱり何でもありじゃあとんでもない話になるわけで、定められている範囲というのがあるわけですから、その定められている範囲とルールに従って物事というのは議論を進めていかなきゃいけない。その中で、自分がどこからどこまでの話に携わられるのか、議会のほうからどこからどこまでの指示をいただいてこの特別委員会というものが備えつけられているのかというところの、まずそれであれば議論を先に起こして、その議論に基づいてみんなで共通認識に基づいた上でお話を進めていかれるというのが準備として必要じゃないんですかね。そこら辺のところがなく、ばらばらの概念でそれぞれがお話をするので話がかみ合わないところも出てくるんじゃないかなあというふうに感じます。ですから、概念の調整といいますか、我々がどこからどこまで話を議会のほうから受けているのかというところをもう1回基本に立ち返って確認をして、それから26条の3にしましても、さっきの8条にしましても、運用に関してもそのほかの倫理規程の話にしましても挑んでいただくようにしていただいたほうが、より我々が決めたものを委員長よくおっしゃいますけど、我々がここで決めたものが皆さんに受け入れられるわけでは決してないということですよね。

○委員長（下山哲司君） ですから、前にも僕が説明したように、ここで皆さんで決めても、全協で多数決で賛成していただけなかったら先へ進みませんよというて前にも説明した。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長おっしゃられるとおり、そのことを申し上げておりますけども、そのとおりだと思いますので。しかしながらこの場所でお話をした内容、そういう性質のものもありますけども、しかしながら、このところでどうするのかというところを全体の議会の中で、どこからどこまでのお仕事をしていただくのかというところの概念が曖昧な状態のままでお話をしたときに、何で議会基本条例がそんな話、わしゃあおめえそんなこと許してもねえのに、何でそんな話勝手にしやがとんな、わしゃあ知らんでと言われたときに、そもそも崩壊するでしょうって、議論が。だから、最初に議論というものは、こっからここまでですよというものを土台をつくって、その基本に基づいて進めていかなきゃいけないと。会議の鉄則です、これは。

○副委員長（治徳義明君） はい、済いません。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 今佐々木委員の意見を聞いて、私は個人的には議会基本条例というのは発展途上なんだろうと思っています。うちの赤磐市議会の条例だけではなくて、議会基本

条例そのものが発展途上なので、結局見直していかないとあいつけない部分もたくさんあるんだろうと思っています。その範疇の中で議会基本条例、できてないことを是正していく必要もあるんだと思って定期的にやっていくだろうと思ってましたけど、今佐々木委員の意見、ある面ごもっともな話なので、もしあれだったら定期的にやっていく、議論をやっていく、何をやって。もう一遍ちょっと議論をし直した方が。これだけ意見が違えばもう、一遍し直したほうがいいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 話が何で後ろ向きになっちゃうのかなというのは、私もちょっと理解できないんだけど、一つ言えば、私は皆さん、本音で語っていただければ、全協でみんなが納得しないかもしれないっちゃうのは一部の声の大きい人にひっくり返されるかもしれないってことだと想定されてるだろうと私も想定するのですが、基本条例は条例として決めちゃったんです、既に。例えばこれ間違ってるよって言っても、変えればいいですよ、変わってなければ決まったことで最高規範なんです。この最高規範を守れない議員がいたら、議会の中でこの最高規範を守りなさいということです。政治倫理規程があって、これが守れない議員に対してはそれなりに説明を、少しでも理解できないんだったら、わしゃ帰るというんだったら懲罰が必要になるということです。だから、そこの理解っていうことが、もちろん発展途上です。もっとよくすればいいんです。ただ、今は見直す段階の以前なんです。

○委員長（下山哲司君） いやいや。

○副議長（佐々木雄司君） ちょっとそれは僕言うわ。

○委員（原田素代君） ちょっと待ってください。見直す段階の前に、まずみんなが共通認識を。だから、26条の3は条例の理念を共有するための研修なんです。それが無いのに見直しだの何だのっていう小手先の改革は今、私は議論すべきときじゃないし、さっき佐々木さんが、今になって言うかなと思うんだけど、もう3回か4回やってて、私たちの権限は何かって今さらそっちへ向いちゃうのかなっていうのが私は理解できない。私の理解は、今までの特別委員会というのはそれなりの役割と権限を与えられたわけですから。この議会基本条例については特別委員会というのは、これについての権限があるわけです。ですから、今さらどこまでの権限がなどと言うのではなくて、基本条例が少しでもよく、共通の理念を共有できるような議論がここでされることが、議運や全協につながるようにするべきであって、そのことについてされないかもしれないからこうしたらいいなどという議論は、これは論外の話と私は思っています。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 原田さん、僕は後退しているつもりもなく、議論が行き違いになってるわけでもなく、この26条の3について、26条の3、ジャストフォーカス、ここだけで

す。ここだけのことについて異論を申し上げてるわけです。ここに、繰り返しになりますけど議会は行うものとするというものがここに書かれていて、ここに書かれているものが行われていないからけしかるとか、けしからんとかというようなことを我々が言えないし、それができていないからといって我々が、何で行っていないんだ、やらなきゃいけない、この委員会を通じてじゃあ議会に対して物を申そうというような、そういうような役割も我々は担っておりませんよということを上申してあげてるわけです。

最高規範で、原田さんさっき、この基本条例を備えつけていて、守らない議員がいたら倫理規程とかもこの中にあって、議会運営の中で条文化されてるようなものがあるので、その分で守るように最高規範を位置づければいいと言いましたけども、他方、この26条の2には、日本国憲法、法律その他の法令等に照らし合わせて厳格に運用しなければいけないということを書かれてるわけです。議員というのは選挙を経て民意に選ばれているものですから、そう簡単に懲罰だとか何だとかかんだとかというようなものを、議員の名誉にもかかわることですからできないというのが裁判所の見識ですし、法律的な解釈です。ということになった場合、議会の最高規範として備えられているものに、我々がもしそれに沿うような行動がとれなくても法律に違反していない、あるいは社会的な公序良俗に反していないものを、議会として名誉にかかわるような罰則できないですよ、これ。

○委員長（下山哲司君） できんよ、司法じゃないから。

原田委員。

○委員（原田素代君） いや、皆さん何か勘違いされてる。じゃあ政治倫理規程は必要ないですよ。自治法も要らないですよ。要するに、憲法のもとに自治法があり、その中で議会運営のための手続があり、政治倫理規程があるわけです。それは、いわゆる憲法違反であったり法律違反ではなくて、私たちの申し合わせがそのためにあって、そのルールを破っちゃいけないよっていう規程なわけですから、それ以上のことを私は別に言ってるわけではないので、佐々木さんちょっと拡大解釈し過ぎ。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） もう一度26条の2を。議会はこの条例を運用する場合において日本国憲法、法律その他の法律に照らし合わせて厳格に運用しなければいけないということですから。だから、我々の議会の中のルールというようなものが、もし議員が逸脱したようなことであっても、公序良俗に反するであるとかあるいは法律に違反しない場合は、ですからそれは無効なんです。

○委員（原田素代君） 言ってることがわからない。

○副議長（佐々木雄司君） 無効でしょう。罰することできません。

○委員長（下山哲司君） 今言よんのが、司法と地方自治法がまぜくりになつとるから。地方

自治法というのは熊本のあのおばさん見てください。4回辞職勧告せられても、本人がやめる言わなんたらやめんでもいいんですよ。津山の議長さんも辞職勧告2回されたけど、2遍ともやめなんだ。じゃから、法律というのは、これは条例ですから赤磐市議会の議員としてこういうことはやりましょう、守りましょう、そういうだけのものなんで、議員でみんなて議決して決めとるわけですから。じゃから、それを守らなんたら、ほんなら倫理規程をつくりましょうというのもこれまた一歩先へ行った話なん。今回は、外部監査についてはないんです、この中身に。じゃから一番に取り上げたというのは、外部監査についてのあれをしっかりと協議してどの位置に置くかというのを次に、1月にはやるというのが第1です。今原田委員の言よんのは、研修、研修って。研修の話はこの前済んどんですから。するというて議長が言うて、予算を全協でとらしてくださいというて言うたが。じゃけど、内容については原田君が言うようにはならんよいうて僕がそういうて言うてえたが。この中にある必要なことを研修するわけじゃから。

○委員（原田素代君） そうよ、そうよ、そうだよ。

○委員長（下山哲司君） じゃけど、原田委員が言うたように、お金が要らんのじゃけあれを呼べという話にはなりませんよというて言よん。

○委員（原田素代君） そんなことまで求めてませんよ、私。

○委員長（下山哲司君） 求めようたが、さっき。

○委員（原田素代君） だから、そんなことばかりじゃないでしょうということ言ってるだけです。何十万円もかけなくてもできますよと言ってるだけで、別にそれをやれとは言っていないですよ。だから、今議論すべきは佐々木さんのおっしゃる司法上の問題と私たちがやる条例上の問題が混乱してるから、そこを整理してください。

○委員長（下山哲司君） じゃけえ、この条例というのは日本国憲法の中で違反せんようにつくってあるんじゃけ、内容的に。

○委員（原田素代君） 前文のところに書いてあります。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。先ほど佐々木委員が言われとった最初のほうの話ですよね。最初のほうの話というのが、要は定期的にやる基本条例をどこまでやる範囲かというのを。現実の問題として意見がこうするほど違うわけですから、その辺をもう少し委員会で整理して統一の認識のもと進めていかんと、なかなか繰り返しますよ。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 最後にもう1回だけ言います。だから、僕は、この26条の3、議会は研修を行うものとするというものが既に書かれて基本条例として成立しているんですから、この内容がおかしくない以上はもうこれはこの話で終わりでしょと。こここのところできてるとかできてないからとかというような話で我々が議会に何か申し上げたりあるいは要求したりとかというような、このことについて、26条の3についてそのこのところだけつまみ上げ

て、そのことだけを言うっていうのは、それは我々の権限じゃないでしょっていうことを言ってるんです。ここのところが問題があるのであれば、この文言を直すであるとかあるいは加筆、足りないからここのところの議会は行うものとするということで書かれてるけども、実際今まで十分なことを行っていただいてないので、もうちょっと具体的に内容を詳しく書きましようかとかというような議論だったらよくわかるんですよと。もう言わない。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、8条、議会審議における……。

○副議長（佐々木雄司君） 佐藤さん、何かにやにやされとる。何か言いたいことがあるんじゃないんじやったら言うてん、自分の考えがあるでしょ。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） まず、議会基本条例の特別委員会を継続審査で設置というか、残してまずよね。何で議会基本条例の特別委員会を残しとるかというたら、私自身は条例が可決されとんだからもう廃止してもいいかなと思っとったんですけれども、継続するというのは、基本条例の内容について附則するとか訂正するとか、そういう部分を協議するために引き続き委員会を設置してるんだということを聞きました。そうした中で、先ほどから研修の話も出てるんですけれども、研修について、原田委員のほうからも実際やってないからやったほうがいいですよというこの提案がある中で、過去の委員会の中で8条、26条、18条、それから外部監査という項目で引き続き検討していきましょうという方針が決まったと私認識しとるんですけれども、そうした中で、附則すべき条文であるとかそういうものを検討していきましょということで私今まで来とったと認識しとるんですけれども。ちょっと全然議論がゼロに戻ったというか、最初のスタートラインに戻ったということで、副委員長も言われたように、そこでまず議論をやり直さんといけんような気がしとるんですけれども。

○委員長（下山哲司君） ちょっと締めさせていただきます、その話は。

原田委員が26条の3の件で、研修の話はこの前終わっとんじや、研修は。話は終わっとんじや。前の議事録見てください。じゃから、研修はするというて全協で予算をとらしてくださいというて議長が言うたがな言よんじや。だから、研修の内容はこの前も言うとするように、あなたが思う人を呼んですることはできんと思いますよというて僕言うてえたが。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 違う違う。原田さんが言いたいのは、先ほど僕との議論の中で、そういうことなんだろうなあというふうに思ってるんですけども、違ったら原田さんごめんね、ちゃんと訂正してください。要するに、最高規範で議員が守るべきもんなんですよということをお原田さんは物すごく強く言いたいわけです。議員たちがこの内容を理解してないので議会運営がむちゃくちゃですよ。議員としての仕事できてませんよね。だから、彼ら彼女らにわかってもらうために研修会というものが必要ですよということをお原田さんは言われ

てるんだけど、僕がそのところで異論を挟んでるのは、ちゃんとする事になっているんだけど、できていないということ。できていないということとここに書かれてあるということというのはちょっと違いがありますよということを私言ってるんです。わかりますか。だから、ちゃんと書かれてるわけで、正式にそこに書かれてるわけですから、これを守る守らないというのはそれぞれのお話ですし、そのところが徹底してできてないから研修会しましょうと。そのところについて26条の3に書かれているんだから、ちゃんとそのところをやりましょうというのは、主語は議会はですから。議会が判断してくれればいい話で、そのところに、できてないからこうしましょう、ああしましょうっていうこのところの議論がそこで起こるからちょっと待ってくださいねって言ってるんです、私は。

○委員長（下山哲司君） 濟いません。そういう論議でいうたら第8条も項目あるのに、これ以上もう何もありませんねみたいな話じゃないですか。

○副議長（佐々木雄司君） いやいや、違います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 8条について私も中心的に発言をさせていただいたんで、今のはもうちょっと補足説明させてもらいますけども、8条の中で私がお話を申し上げたのは、括弧書きの1から8までのものが十分できてないんで、アウトプットする場所を探していかなきゃいけませんよねということで、制度の話をしてます。ですから、その制度の結果、もしかしたら条文をこのところに加えなきゃいけなくなるのかもしれないということを考えれば、まさに27条に書かれているところにつながってきますし、この特別委員会でやるべきことだと私は思います。だから、この26条の3の部分とはちょっと違いがあるかなと。

○委員長（下山哲司君） ですから、原田委員にも前から言ようように、するという……。

○議会事務局長（奥田吉男君） ちょっと休憩してもらって。

○委員（原田素代君） でも、もう締める。

○委員長（下山哲司君） もう締めるよ。

休憩します。

午後0時20分 休憩

午後0時21分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

26条についてもそういういろんな話が出るんで、そうじゃなしに、一番最初に戻った締めをしますから、時間がかかってもよりよい運営の仕方を考えましょうというのが、毎月やると言うたもとなんで、そのことを思い出していただいて、これからも御協力をお願いしたいということで、順番は決まりました。外部監査が1番、2番に8条、3番に18条、4番に26条という順番でやらせていただきます。そういうことでよろしゅうお願いします。

それから、その他ですが、議長といろいろお話しさせていただきました、前の委員会の内容

について全部。努力して議長も頑張るといことで、皆さんが研修についても頑張ってください。それから、今まで協議があったことの内容は報告を一応しておりますので、よろしくお願ひしますといことで皆さんにお伝えくださいといことで、いい協議ができますことを…

…。

○委員（原田素代君） 出てきていいですよって。来るなと言ひませんからどうぞ御参加くださいとお伝えください。

○委員長（下山哲司君） 副議長が来とるわけじゃから、充て職で来とられるわけじゃから。

○委員（原田素代君） 宛て職だから。議長は議長で主体的に。

○委員長（下山哲司君） だけど、その議長が必要とあったら招集を僕はするんじゃけど、来てこけえ参加しなさい、といわけにはいきません、向こうですから。傍聴じゃから。だから……。

○委員（原田素代君） いや、傍聴じゃなくて入ってもらって。今まで小田さんずっと入りましたよ、全ての委員会に。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員が議長のかわりに来とるわけですから。そういうふう理解してください。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そのようにおっしゃっていただいて光栄なことですけども、私は議長のかわりにここに入っているとも思っておりませんで、一委員として発言しておりますし、議会を代表して申し上げるものではありませんので、そこのところの御認識だけは皆さん持っていただいて、副議長として充て職でここに来てるから議長のかわりに発言しているだとか、議会全員の何か利益になるような立場で発言しているとかそういうものではなくて、私は一委員として、一議員として発言をしておりますので、そこのところだけは皆さんよろしくお願ひいたします。

○委員長（下山哲司君） 今佐々木委員言われたように、活動する枠としては委員会から2人ずつと副議長といことで、委員会構成はなってます。一応その構成のあり方は覚えてください。議長のかわりに言わにゃあいけんときもあります、代理で、枠ですから。じゃから、議長に伝えにゃあいけんこともあります。相談せにゃあいけんことが、議長と副議長としての。じゃからその辺はよろしくお願ひして、委員会をする上においては一委員ですから結構ですよ。個人の意見でいいんです。それはだめじゃというて言うとりませんから、だけど構成することにおいては、副議長枠といことで来ていただいとんで、その辺だけは御理解をお願ひしたいと思ひます。

○委員（佐藤 武君） 委員長、確認を。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 先ほどから研修の話出たんですけれども、委員長のほうも議長が30年度に予算をとって研修するということは確かに私も全協の場で確認をしましたがけれども、その30年度の予算がついて研修をする場合、基本条例という形で研修をするというのは確定ではないと思っただけなんですけれども。いいですよ、それで。

○委員長（下山哲司君） 確定ではありません。

○委員（原田素代君） 念を押しますが、26条の3についての研修だと思っていいんですか。

○委員長（下山哲司君） 勉強してください。向こうにしてください、こっちブー言うんじゃないから。もう4回目です。

はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） 26条の3についての研修をするということでよろしいんですね。

○委員長（下山哲司君） それは、じゃから……。

○委員（原田素代君） 違いますよ、佐藤さんの質問と。

○委員長（下山哲司君） 違う、その今議長が研修、とりあえず予算をとらせてくださいと言っていて全協では終わるとるわけじゃけえ。じゃから、そこから先は議長も何も発してません。じゃから、願います……。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。予算要望については結構大きな予算要望をいたしましたので、複数のいろんな形の研修ができるんだろうと思ってます。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） だから、私は基本条例さっきから言ってるように、外部講師を招かなくてもできるんじゃないですかという前段があるんで確認をただけであって、やっていただいても結構なんです。

○委員（原田素代君） 佐藤さんがおっしゃる外部講師以外で誰が講師が務まるのかなというのが一つ私はわからないんですが、それはいいです。ただ、あくまで26条の3についてやるということを、委員長はちゃんと議長と了解をした上で進めていただくということを確認させてください。

○委員長（下山哲司君） ですから、まとめます。もう言いますが、せえというあれじゃない、願いをするわけじゃから、議長に。内容は議長が決定するんじゃないから、それで全協で諮って最終的には行動に移るわけですから。じゃから、願いはします。じゃから1つで研修が終わるわけじゃない2つも3つもするかもしれんし、じゃから、その中の一つに願いますというてさっき言うたがな。それのに何遍もしつこう言うんじゃない、あなたが。そういう……。

○副委員長（治徳義明君） 委員長が何度も議長に願いますという発言はされてます。聞いてます。

○委員（原田素代君） 佐藤さんの質問に対してわからないとおっしゃったから確認をただけです。

- 副委員長（治徳義明君） いやその前から。
- 委員長（下山哲司君） 内容は確定してませんと、現実を言うただけじゃ。
- 委員（原田素代君） 受けとめてくださいよ、意見を。
- 委員（実盛祥五君） 原田さん黙っとけえ。
- 委員長（下山哲司君） あんたが悪いんじゃない。議長にお願いする言うたら、ほんならよろしゅうお願いしますで普通終わるんじゃないから。何回言よんな、あんたは。
- 委員（原田素代君） 話が変わっちゃったから今、佐藤さんの質問で。
- 委員長（下山哲司君） あんたが何回言よんな、研修の話を。
- 副委員長（治徳義明君） 三、四回、言うてますよ。
- 委員（原田素代君） じゃあ違う質問に答えをちゃんと確認して答えてください。
- 委員（実盛祥五君） それもう原田さん、ほっときゃあええ。
- 委員長（下山哲司君） 言うたがな、じゃから。議長にお願いするというて。何を言よんであんたは。せん言ようりゃせんが一遍も。しつこ過ぎるんじゃないがな、あんたが。
- 委員（原田素代君） わかりました。じゃあ結果を……。
- 委員長（下山哲司君） じゃから自分の思う人を呼んで研修ができるとは限りませんよというて言うとするが。
- 委員（原田素代君） それは求めてないですから、例えを言っつて、何十万円もかけなくてもできるということです。
- 委員長（下山哲司君） じゃから、もうそれが余分のことじゃというんじゃないが。
- 委員（原田素代君） 余分なお金使わないでください、議会だつて。そういう議論もしましよ、じゃあ今度は。
- 委員長（下山哲司君） 内容的に高額なのはというて、じゃからそんなにほんなら言ようたような高額なあれを呼ぶというようにも言うとりゃせんがな、まだ。議長何も言うたらんよ。とりあえず予算をとらせてくださいと。講師料とバス賃という、全協でも説明したでしよ。
- 委員（原田素代君） わかりました。もう終わらしましよ。
- 副議長（佐々木雄司君） インターネットでもできるんじゃないな、よう考えたら。
- 委員長（下山哲司君） それでは、順番については決まりました。

次に、その他です。

その他で全協を生かすようにということで、議長にお願いをしております。どういうふうなやり方がいいのか、皆さんでしっかり御協議してくださいと、こういうこともありましたので、位置づけとして、次の、来年のこの委員会でいろいろ検討協議をしたいと思っておりますので、そういうことで一応その他を終わります。

委員さんから何かありますか。

はい。

○副議長（佐々木雄司君） 先ほどの議論にもかかわるんですが、例えば14条、議会事務局の体制整備というところですけども、26条の3とかぶるんです、こういうのも。だから、整備を図ると書かれてるんですが。整備が図れていません。整備が図れていないというものをじゃあ誰が書いているのに行っていないじゃないかということで申し入れを行うのかということの答えがないんです。だから、事務局のほうから特別委員会の設置の目的の読み上げをしていただきましたけども、その設置の内容についてどうするのかということ。こういう問題について誰がこの議会に対してできていないことについて判断をして申し立てていくのかということも他方何か新しい問題として出てきたように、きょうの議論から感じております。なので委員長、お預けしますので、また事務局のほうとどうかなということで少し磨いていただけてまたこうじゃないかということの、すぐの話でなくてもいいと思いますので、またお知らせいただいたら助かります。

○委員長（下山哲司君） 次に議長にお願いしようと思おうんですけど、今佐々木委員が言われたの、議会の検証、執行部が検証しようるわけですから、議会も検証せにゃあいけないんじゃないですかというのは議長に申し上げようと思おうんですけど、この委員会で諮らせてもらおうということ。勝手にどっどっどっどっ何でもやりやあええというもんじゃないんで。議長のもとにある委員会ですから、一応議長にこういうことをやりますという報告しといてやりようるわけですから、委員長としては。ですから、そういうふうに理解してください。そういうことでよろしゅうお願いします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、次の日程ですが、事務局との都合もあるんで、私に日程ちょっと時間下さい。ちょっと今まだきょう決めれんです。

1月はちょっといろいろありますから、ちょっと事務局と相談させていただいてということをお願いしたいと思いますので。できるだけ早く連絡させていただくようにします。

それでは、30分ほど予定より過ぎましたがお疲れさんでございました。

第9回議会基本条例特別委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後0時32分 閉会